

高松市監査委員告示第1号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 高松市監査委員 | 吉 | 田 | 正 | 己 |
| 同 | 鍋 | 嶋 | 明 | 人 |
| 同 | 森 | 谷 | 忠 | 造 |
| 同 | 大 | 見 | 昌 | 弘 |

▶ 監査結果に基づく

措置通知

(包括外部監査)

(平成30年1月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H30.1.31

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

| 措置通知 No. | 区分 ※ | 項目 | 報告書 該当ページ | 所管課等 | 措置 通知日 |
|-------------|---------|-------------------------------|--------------|-------------------|-----------|
| 1 | 意見 | 会則の改定を提案することについて (高松市防犯協会) | P164 | 市民政策局 くらし安全安心課 | H30.1.5 |

※ 意見 ・ ・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

| | | |
|------------------|---|--|
| 監査実施年度/ 監査テーマ | 平成24年度／高松市の関連諸団体 | |
| 区分 | 意見 | |
| 意見の項目 | 会則の改定を提案することについて（高松市防犯協会） | |
| 意見の内容 | 役員として、理事が若干名とされているが、会員のうち、正副会長、監事以外の12名全てが理事になっている。このため、総会と理事会が同一メンバーとなっている。また、「委員」に関する定義がないなど、会則の改定を提案する必要がある。 | |
| 報告書該当 ページ | P164 | |
| 報告書への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu24/ho220b.pdf | |

指摘又は意見に対する措置

| | |
|-------|--|
| 措置通知日 | 平成30年1月5日 |
| 所管課等 | 市民政策局 くらし安全安心課 |
| 措置結果 | <p>本件意見については、平成27年5月22日付けで高松市防犯協会会則の改正を行い、理事に関する規定は変更しないものの、員数は他の役員を除く会員から5名とし、会則に沿ったものとした。</p> <p>また、「委員」に関する定義を定め、平成29年5月10日付けで改正した。</p> |